

魚津市告示第113号

魚津市廃棄物減量等推進員制度運営要綱の一部改正について  
魚津市廃棄物減量等推進員制度運営要綱（平成30年2月20日魚津市告示第19号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月10日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 推進員は、<u>地域振興会</u>を組織する区域ごとに置くものとする。</p> <p>(委嘱)</p> <p>第3条 推進員は、<u>地域振興会</u>を組織する区域ごとに選任された<u>環境保健衛生協議会の会長</u>とし、市長が委嘱する。</p> <p>2 推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときは、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条－第6条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 推進員は、<u>自治会等</u>を組織する区域ごとに、<u>市長が必要と認めた数</u>を置くものとする。</p> <p>(委嘱)</p> <p>第3条 推進員は、<u>自治会等</u>を組織する区域ごとに当該区域を包括する<u>地域振興会が推薦した者</u>について、市長が委嘱する。</p> <p>2 <u>前項の推薦は、推薦届出書(魚津市保健衛生推進員兼廃棄物減量等推進員兼がん対策推進員)(別記様式)の例により行うものとする。</u></p> <p>3 推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときは、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 <u>地域振興会は、推進員が任期の途中で交代することとなったときは、速やかに後任者を推薦するものとする。この場合において第2項の規定は、後任者の推薦に準用する。</u></p> <p>5 <u>地域振興会は、必要があると認めるときは、当該地域振興会の区域に含まれる自治会等の区域ごとに当該自治会等の長に第1項及び第4項の推薦を依頼することができるものとする。</u></p> <p>第4条－第6条 (略)</p> <p><u>別記様式(第3条関係) 【別記】</u></p>

【別記】

改正前

別記様式（第3条関係）

推薦届出書

（魚津市保健衛生推進員 兼廃棄物減量等推進員 兼がん対策推進員）

このことについて、  
次のとおり  
別紙名簿のとおり  
推薦します。

※該当するものを丸で囲んでください

自治会等の名称	区
---------	---

新	フリガナ		性別	男 ・ 女
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	魚津市		
	電話番号	( )		
	就任日	年 月 日		

旧	氏名		退任日	年 月 日
---	----	--	-----	-------

年 月 日

推薦者

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。